

いじめ・不登校対策ハンドブック

～ R4年度 改訂版 ～



I いじめについて・・・P1～P11

- 1 いじめとは・・・・・・・・・・P1
- 2 いじめの未然防止の取組・・・・・・P3
- 3 いじめの早期発見の取組・・・・・・P4
- 4 いじめ対応の流れ・・・・・・・・・・P5
- 5 ネット上のいじめ・・・・・・・・・・P6
- 6 関係機関との連携・・・・・・・・・・P7
- 7 学校いじめ防止基本方針・・・・・・・・P8
- 8 重大事態発生時の対応の流れ・・・・P9

II 不登校について・・・P12～P23

- 1 不登校とは・・・・・・・・・・P12
- 2 不登校の要因・・・・・・・・・・P12
- 3 熊本市における不登校の現状・・・・・・P13
- 4 不登校対応の流れ・・・・・・・・・・P14
- 5 学校としての具体的な取組について・・・・P15
- 6 保健室及び別室登校への対応・・・・・・P20
- 7 小学校から中学校への引継ぎシートについて・・P21
- 8 SOSの出し方に関する教育について・・・・P22

III 関係機関について・・・P24～P28

- 1 関係機関との連携・・・・・・・・・・P24

I いじめについて

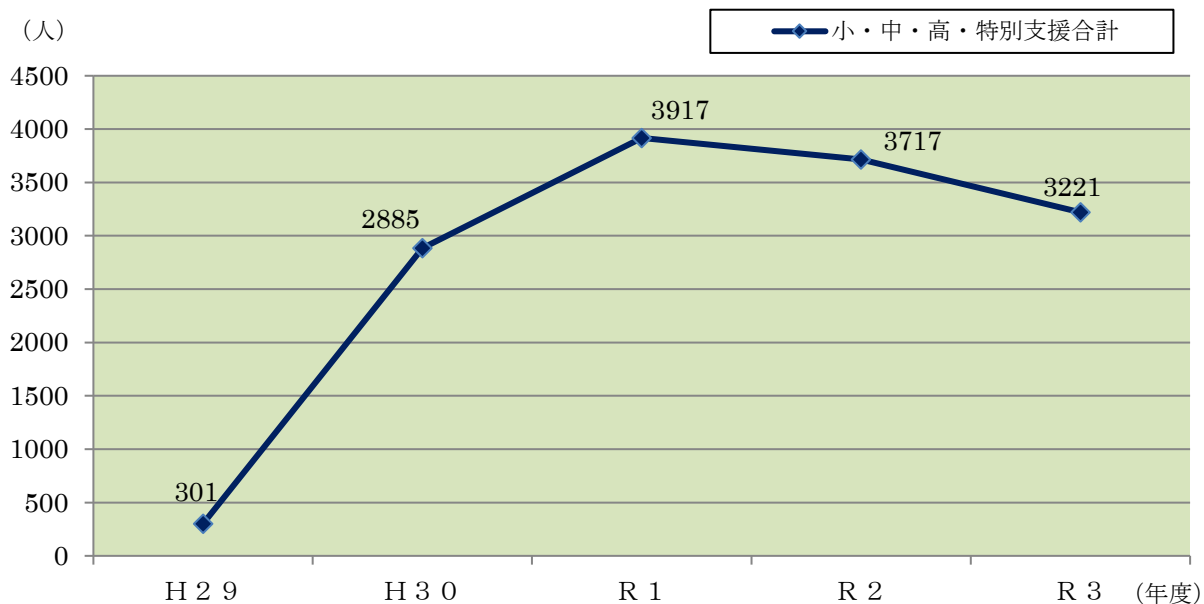
1 いじめとは

〇いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）平成25年9月28日施行

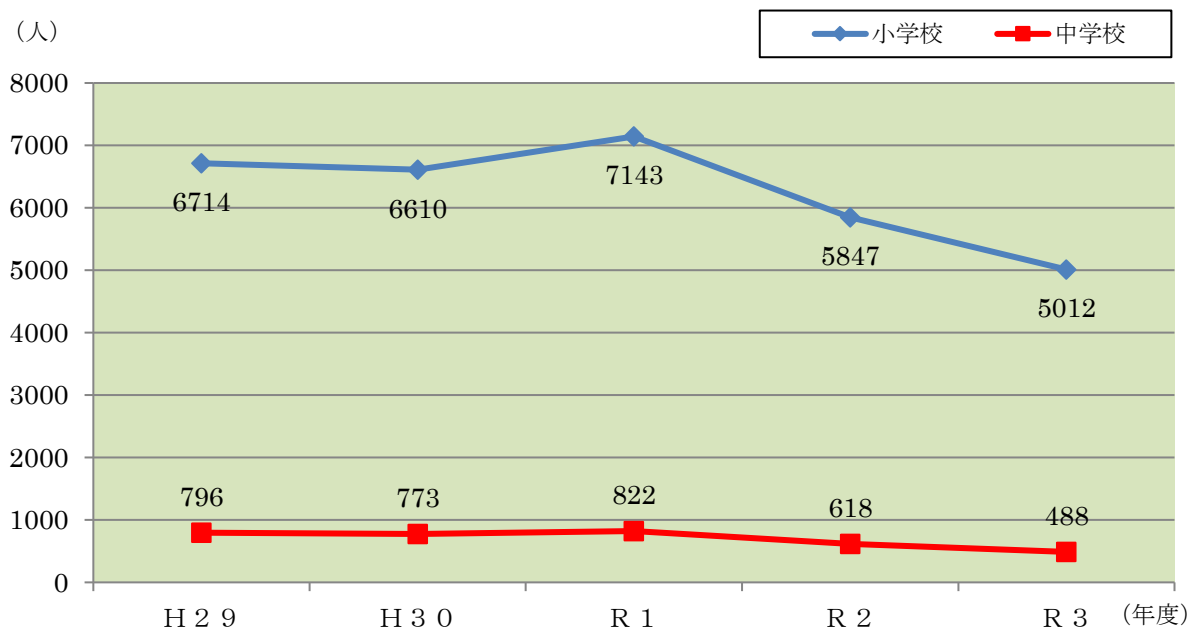
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）認知件数

〇いじめの認知件数 ※R3年度 問題行動・不登校調査より（熊本市）



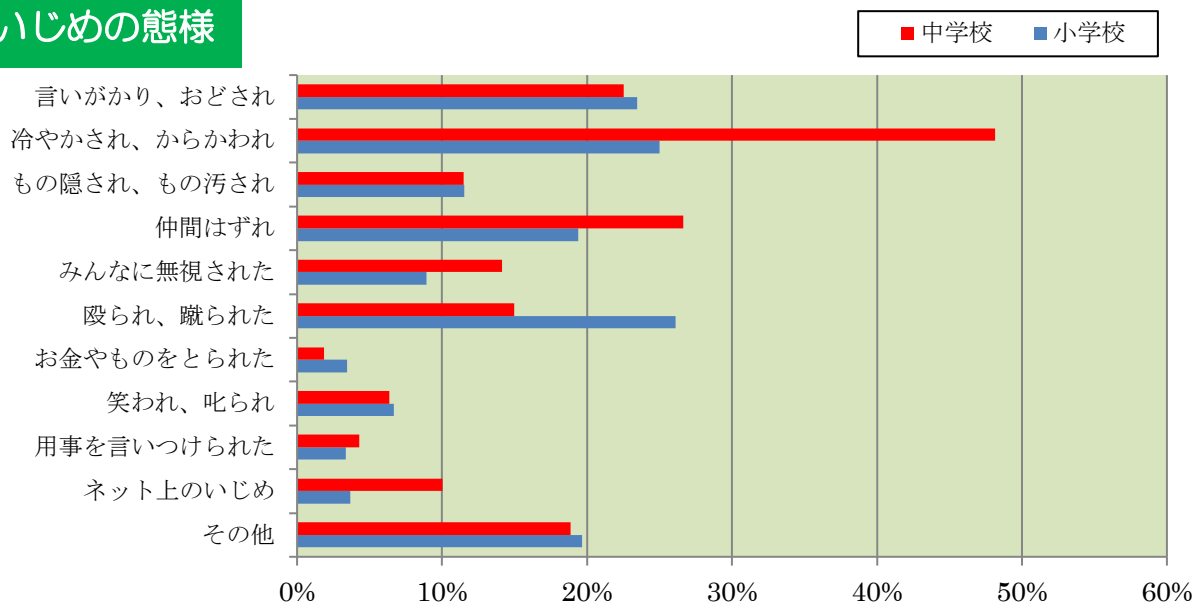
〇「いじめられたことがある」と答えた児童生徒数（R3年度 心のアンケートより）



(2) いじめの態様 (R3年度 心のアンケートより)

いじめは複数の態様が組み合わされている場合が多く、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、発達段階を踏まえたいじめの未然防止の取組を積極的に行うことが大切です。

いじめの態様

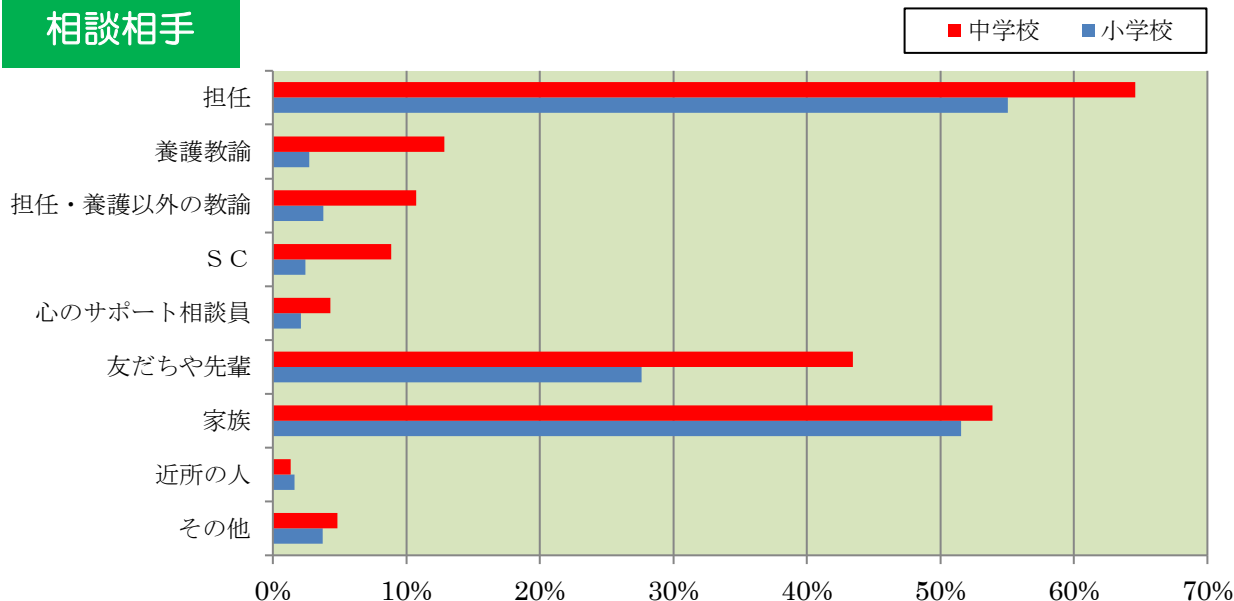


小学校「殴られ、蹴られた」、中学校では「冷やかされた」と回答した割合が一番高くなっている。次いで、小学校では「冷やかされた」、中学校では「仲間はずれ」などの割合が高くなっている。

(3) 相談相手 (R3年度 心のアンケートより)

いじめは早期発見することが、早期の解決につながります。日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。児童生徒に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

相談相手



小学校、中学校ともに「担任」「家族」「友だちや先輩」と回答した割合が多くなっている。

2 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が最も大切になってきます。

また、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、家庭や地域が一体となって取り組んでいけるような普及啓発活動が必要です。

(1) いじめについての共通理解

- 職員会議等で教職員全体への学校の基本方針の周知
- 「いじめ根絶強化月間」で、全校児童生徒を対象に、いじめに関する講話等の実施
- 年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について学ぶ時間の設定

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- 児童会・生徒会を通じて児童生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- さまざまな体験活動の充実
- 部活動等を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度の育成

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりの推進
- 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場の設定
- 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようなPTA活動の実施

(4) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- すべての教育活動を通して、児童生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の育成

(5) 対人関係能力の育成（人間関係トレーニング）

○構成的グループエンカウンター

- ・ 作業、ゲーム、討議をしながら、集団の教育力を利用して児童生徒の相互理解を深め、よりよい人間関係をつくる力を育成する。

○ロールプレイ（役割演技） *「いじめの加害者」は、教師が務めることが望ましい。

- ・ いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者などに分かれて即興的に演じることで、自分自身を見つめ直し、他人の意見や立場を理解する態度を育成する。

○アサーショントレーニング（非攻撃的な自己主張訓練）

- ・ ロールプレイや小グループでの作業や討議を通して、相手の気持ちや権利を考えながら、自分の気持ちや意見をその場に應じて適切に表現できる力を育成する。

○ソーシャルスキルトレーニング（生活技能訓練）

- ・ 日常で起きる交友関係のトラブルを題材とした対人関係教育等を行うことで、児童生徒自らが交友関係を修復できる力を身につける。

3 いじめの早期発見の取組

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。また、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境や体制づくりも大切です。

＜学校が実施する具体的な取組＞（早期発見）

- ① 毎月実施の「きずなアンケート」や教育委員会が年1回実施する「心のアンケート」及び教育相談の実施によるいじめの実態把握
- ② いじめについて児童生徒や保護者が、校内で相談できる場所や教職員等についての周知徹底
- ③ 児童生徒・保護者・地域等への来所や電話・メール・LINE等による相談窓口の周知
- ④ 教職員による日常的な児童生徒の観察、生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握
- ⑤ 全職員による児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察、養護教諭との連携
- ⑥ 「いじめのサイン発見シート」の活用

＜児童生徒が相談しやすい環境づくり＞（児童生徒からの早期発信のために）

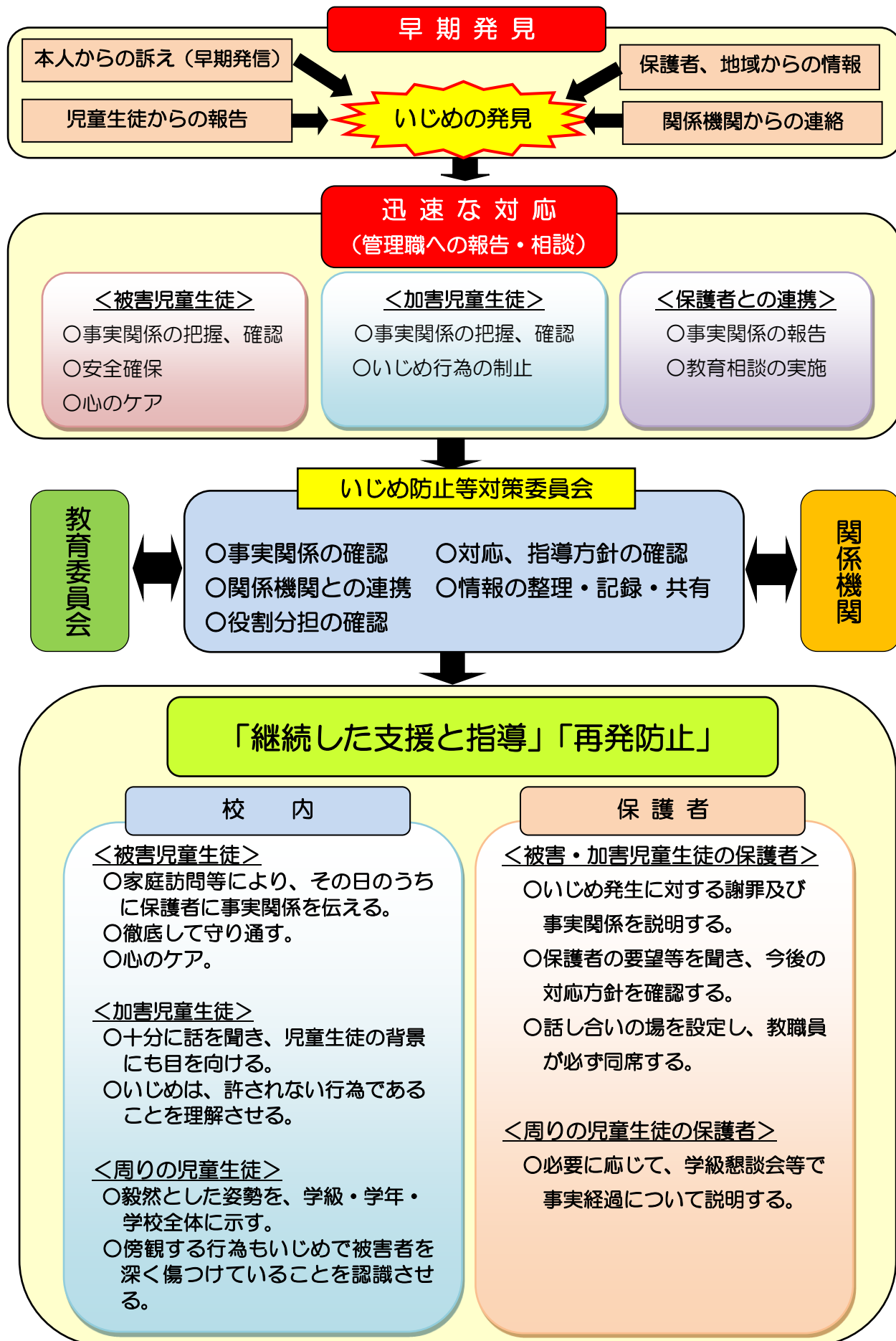
本人からの訴えには・・・

日頃から「よく言ってくれたね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに全力で守る手立てを考え、心のケアに努める。また、教職員や保護者等、誰にでも相談してもよいことを周知する。

周りの児童生徒からの訴えには・・・

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

4 いじめ対応の流れ



5 ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をSNS等のインターネット上に書き込んだり、メッセージを送ったりする方法により、いじめを行うもの。



「ネットトラブルの現状」

個人情報 の流出

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が簡単にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

グループ内で の仲間はずし

無料通話アプリを使った児童生徒同士のトラブル。自分だけが外されたグループがつくられ、「仲間はずれ」にされる。

なりすまし

第三者になりすまして、誹謗中傷の書き込みをしたり、迷惑メールを送ったりする。

SNS を利用 したトラブル

無料通信アプリ等を利用するもので、限定メンバーによる会話は、公開されないことから実態把握が難しく、「裏サイト化」しやすい。また、SNS で知り合った相手に自分の裸の画像などを送り、それから脅迫されたりする被害も増えてきている。

炎 上

配慮のない書き込みをきっかけに、不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で深刻なものとなる。

「ネット上のいじめ」の特徴

- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教職員などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

SNS : 「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のウェブサイト。

6 関係機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、保護者の理解を求めながら、警察と適切に連携を図っていくことが重要です。また、必要に応じて関係機関と連絡を取り、ケース会議を開くことも大切です。

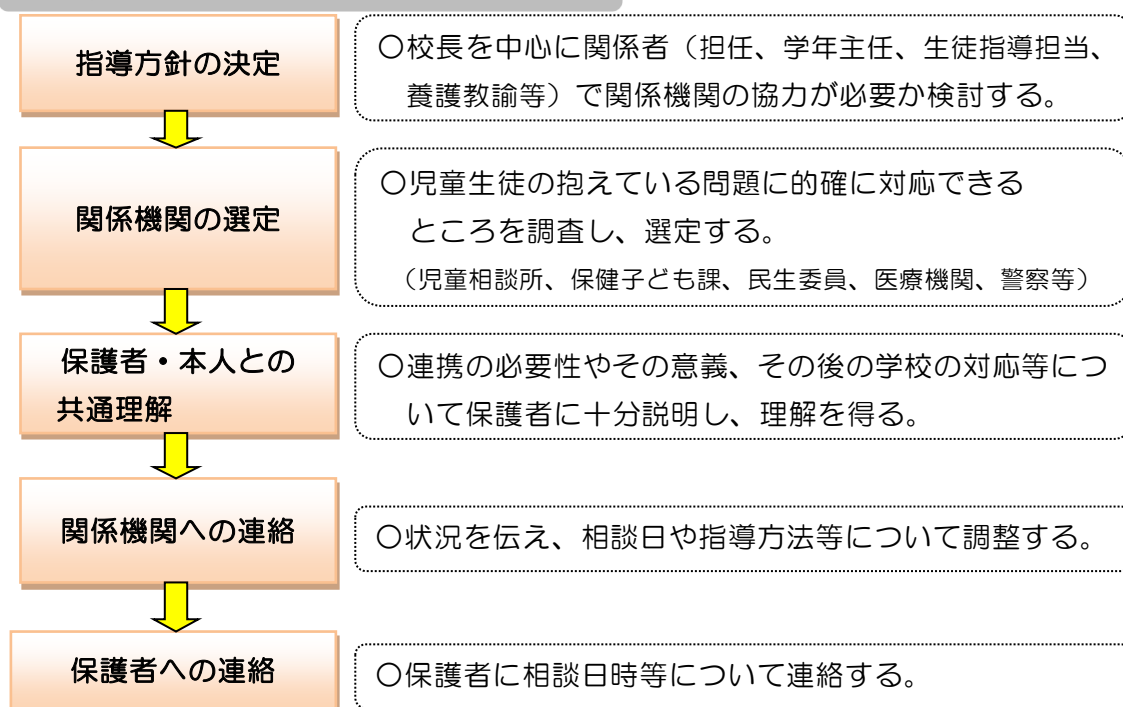
警察との連携が必要なケース

まず、警察（スクールサポーター、または各署の生活安全課少年係）に相談を！

関係機関	連携が必要な場合
警 察	○生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案 ○犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案 ○指導が困難ないじめ事案 ○その他、警察へ相談することが適当と思われる事案 「学警連会則」



関係機関で相談を開始するまでの手順



関係機関と連携する場合の留意点

- 関係機関での相談等の必要性については、学校としてのいじめの解決に向けた対応策を十分に説明した上で、保護者や児童生徒に思いやりの心をもって接する。
- 関係機関と協議し、連携の内容を明確にしておく。対応を関係機関にまかせっきりせず、学校としての対応を見直すために、積極的に助言を求める。
- 担任等の関係者は、連携を図った関係機関を訪れ、可能な範囲で児童生徒の悩みや願いなどについて話を聞き、学校における人間関係を改善するように努める。

7 学校いじめ防止基本方針

(1) 学校の基本方針の内容 (いじめ防止対策推進法 第13条)

学校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、学校の基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会

(法第22条に基づく組織)

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための常設の組織。
- 当該学校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者、必要に応じて外部専門家等で構成する。

学校いじめ防止等対策委員会の機能

- 「学校いじめ防止基本方針」について検討

- 外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用
- 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応

第1回会議

- 学校いじめ防止基本方針の検討
- 学校のいじめ防止等についての取組内容の確認
- 重大事態発生時の調査や対応の確認

第2回会議

- いじめ防止等の取組内容の評価及び改善
- 重大事態発生時の調査や対応の評価、改善、再発防止について検討

法第23条 (いじめに対する措置)

- いじめの事実の有無を確認後、教育委員会に報告
- いじめをやめさせ、再発防止のための支援、指導、助言等
- 保護者との間で争いが起こることがないように、情報を保護者と共有し、修復のための支援
- 犯罪行為と認められるときは、所轄警察署と連携(国の基本方針から)
- 相談、通報の窓口の役割
- 情報の収集、記録
- 緊急会議、事実関係の聴取、対応方針の決定等

- いじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応

外部専門家が、教育委員会から派遣

法第28条1項 (重大事態の調査)

- 教育委員会の判断で、学校が行う場合、調査・分析・審議・検証等を行い、再発防止に努める。

法第30条1項 (重大事態の報告)

- 学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告

自殺又は自殺が疑われる死亡事案

基本調査

学校が把握している情報を整理し、聞き取り調査を実施

詳細調査

基本調査等を踏まえ、外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査(アンケート調査や聞き取り調査)

背景調査

事実関係を明確にするための調査

- ①いつごろから
- ②誰から
- ③どのような態様
- ④背景事情
- ⑤人間関係
- ⑥学校・教職員の対応

- ①収集した資料に基づく分析
- ②追加調査
- ③分析・審議・検証等
- ④再発防止
- ⑤調査結果の最終報告

事実確認ができたこと、できなかったことを明記

8 重大事態発生時の対応の流れ

重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）



【 1号事案 】：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に
重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【 2号事案 】：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間
学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



○具体的にはどのようなことが重大事態にあたるか？

※いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断

【 1号事案 】

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される

【 2号事案 】

- 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

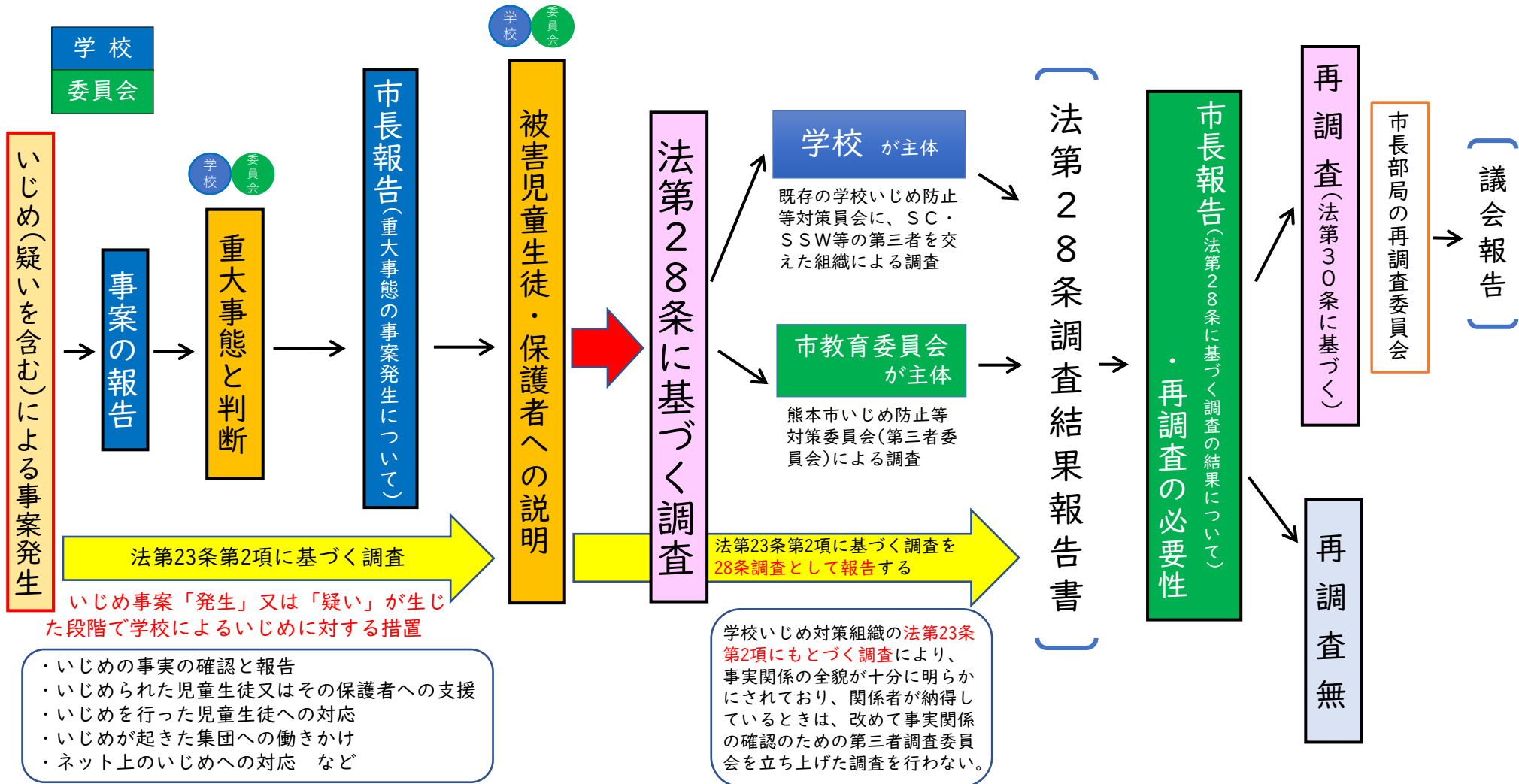


いじめにより転校を余儀なくされたケースも
1号事案に入る場合がある！

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

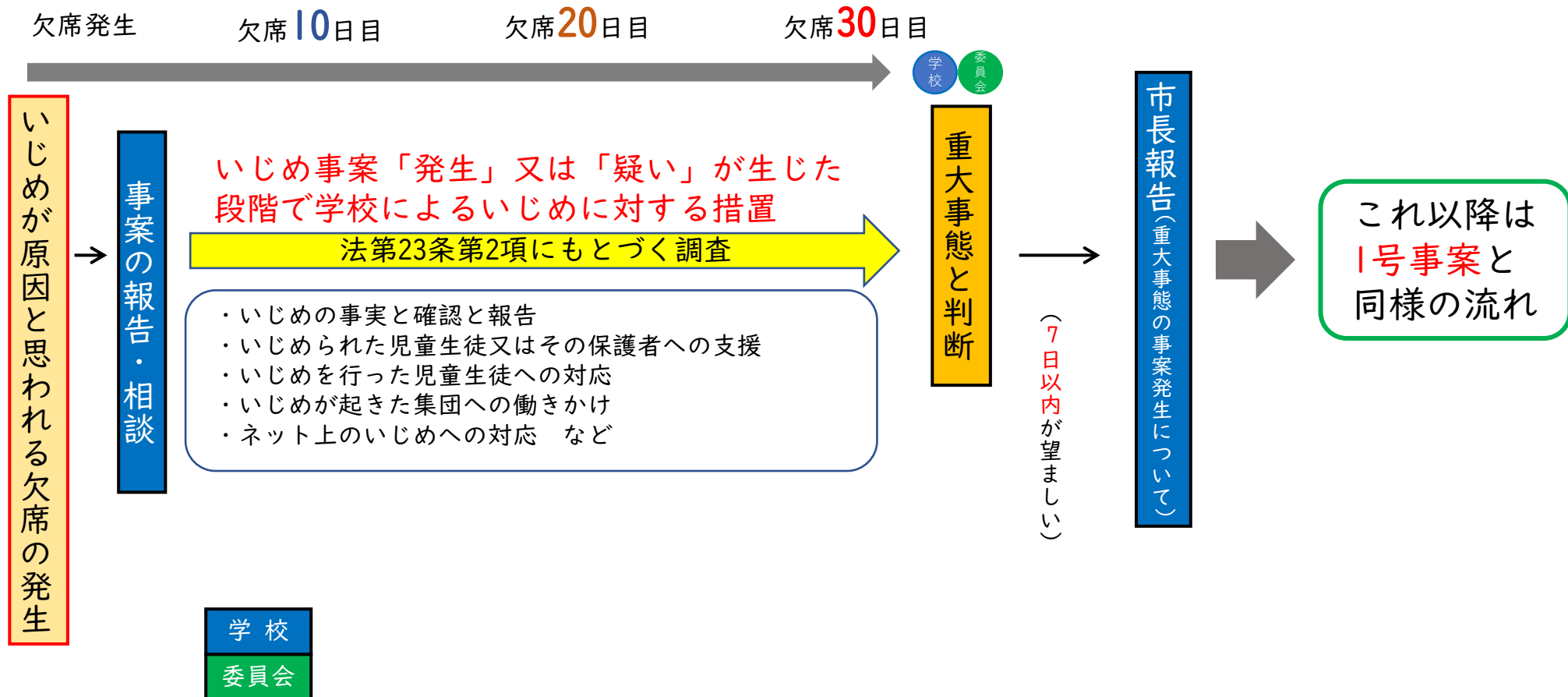
重大事態発生時の対処

1号事案



重大事態発生時の対処

2号事案



Ⅱ 不登校について

1 不登校とは

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、**年間30日以上**欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの。

（文部科学省）

2 不登校の要因

文部科学省では不登校の要因を次のように分類しています。

【学校に係る状況】

- ・ いじめ
- ・ いじめを除く友人関係をめぐる問題
- ・ 教職員との関係をめぐる問題
- ・ 学業の不振
- ・ 進路に係る不安
- ・ クラブ活動、部活動等への不適應
- ・ 学校のきまり等をめぐる問題
- ・ 入学、転編入学、進級時の不適應

【家庭に係る状況】

- ・ 家庭の生活環境の急激な変化
- ・ 親子の関わり方
- ・ 家庭内の不和

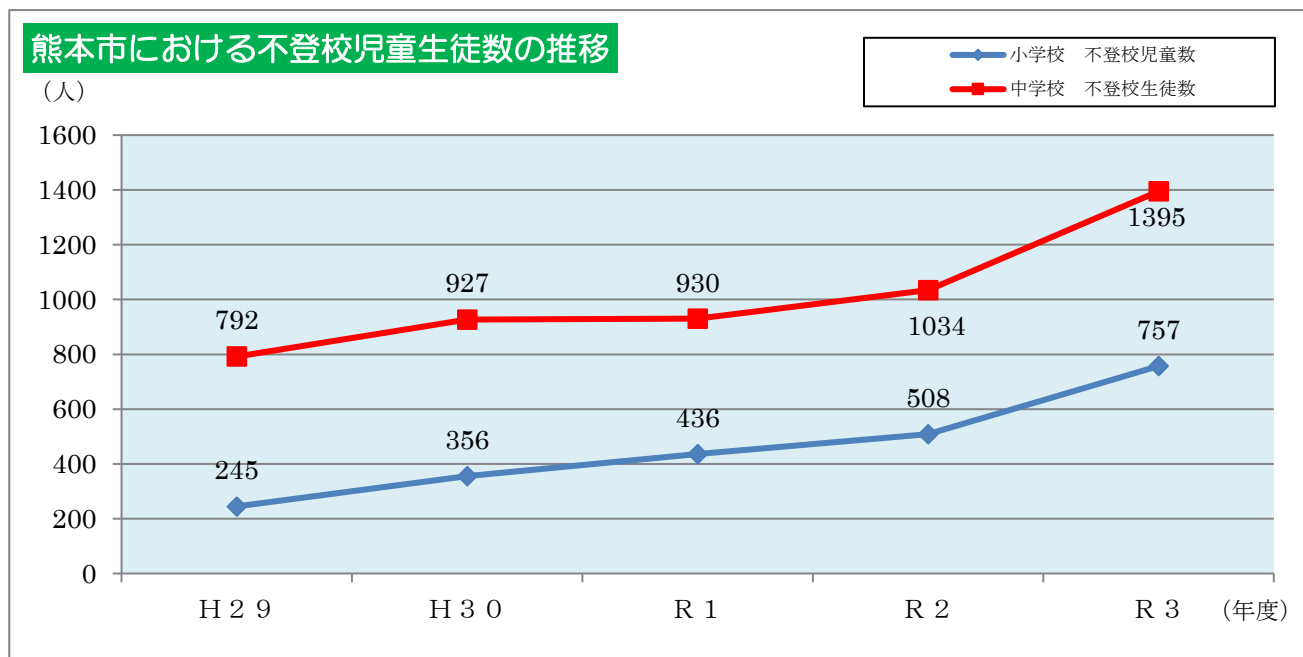
【本人に係る状況】

- ・ 生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ・ 無気力不安

「不登校の要因」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で判断していくことが大切です。

3 熊本市における不登校の現状

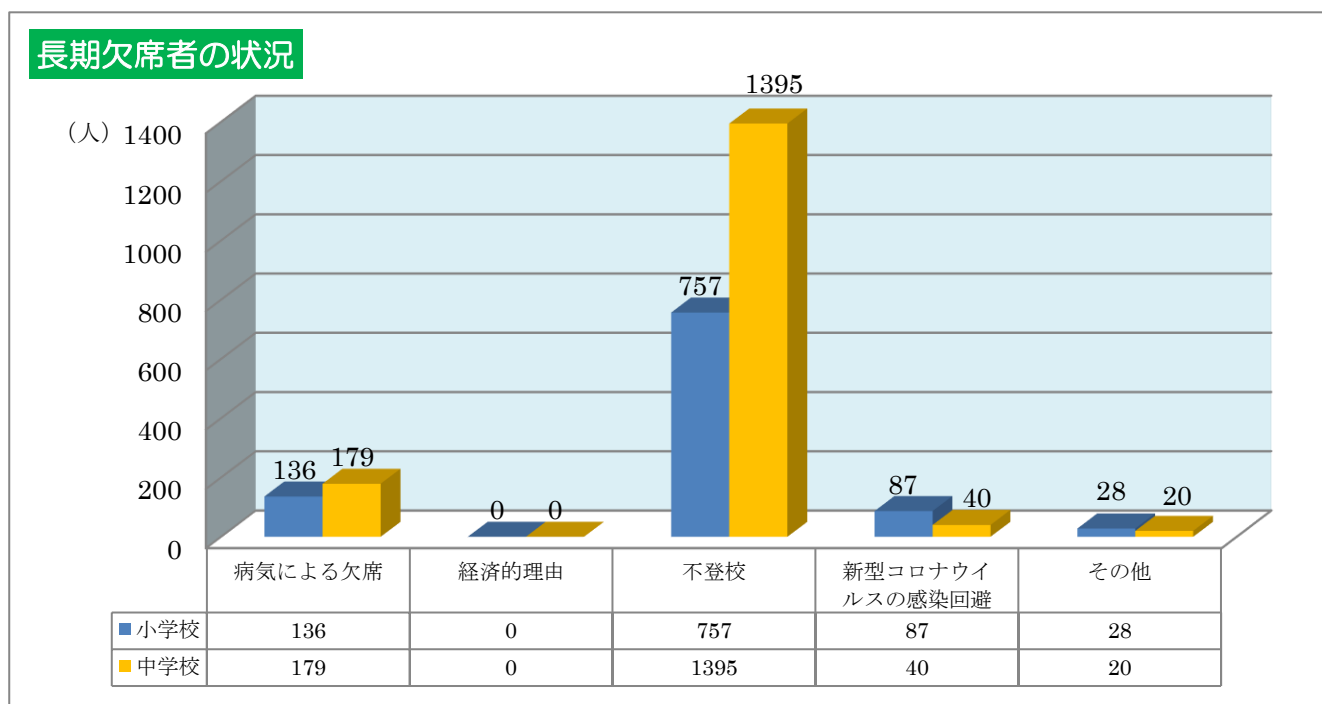
(1) 不登校児童生徒数について ※R3年度 問題行動・不登校調査より（熊本市）



H 2 9年度の小中学校の不登校児童生徒数は 1037 人であったが、その後増加し続け、R 3年度は 2152 人となった。R 3年度とH 2 9年度を比べると約2倍に増加している。

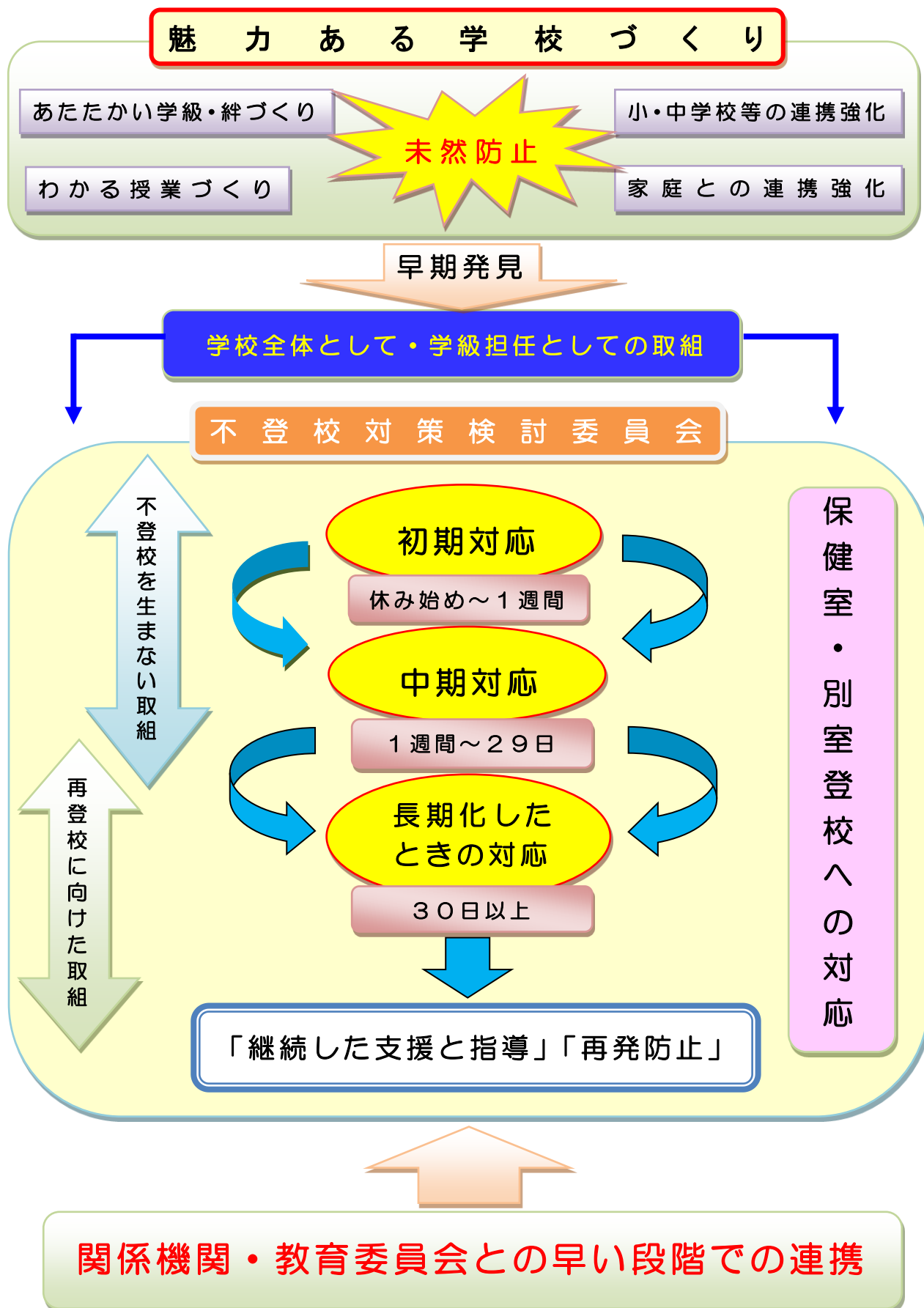
(2) 長期欠席者の状況（病気、経済的理由、不登校、その他）

※R3年度 問題行動・不登校調査より（熊本市）



長期欠席者の状況では小中学校ともに「不登校」が一番多い。R 2年度から「新型コロナウイルスの感染回避」が新たに加わり、R 3年度は 1 2 7 人であった。

4 不登校対応の流れ

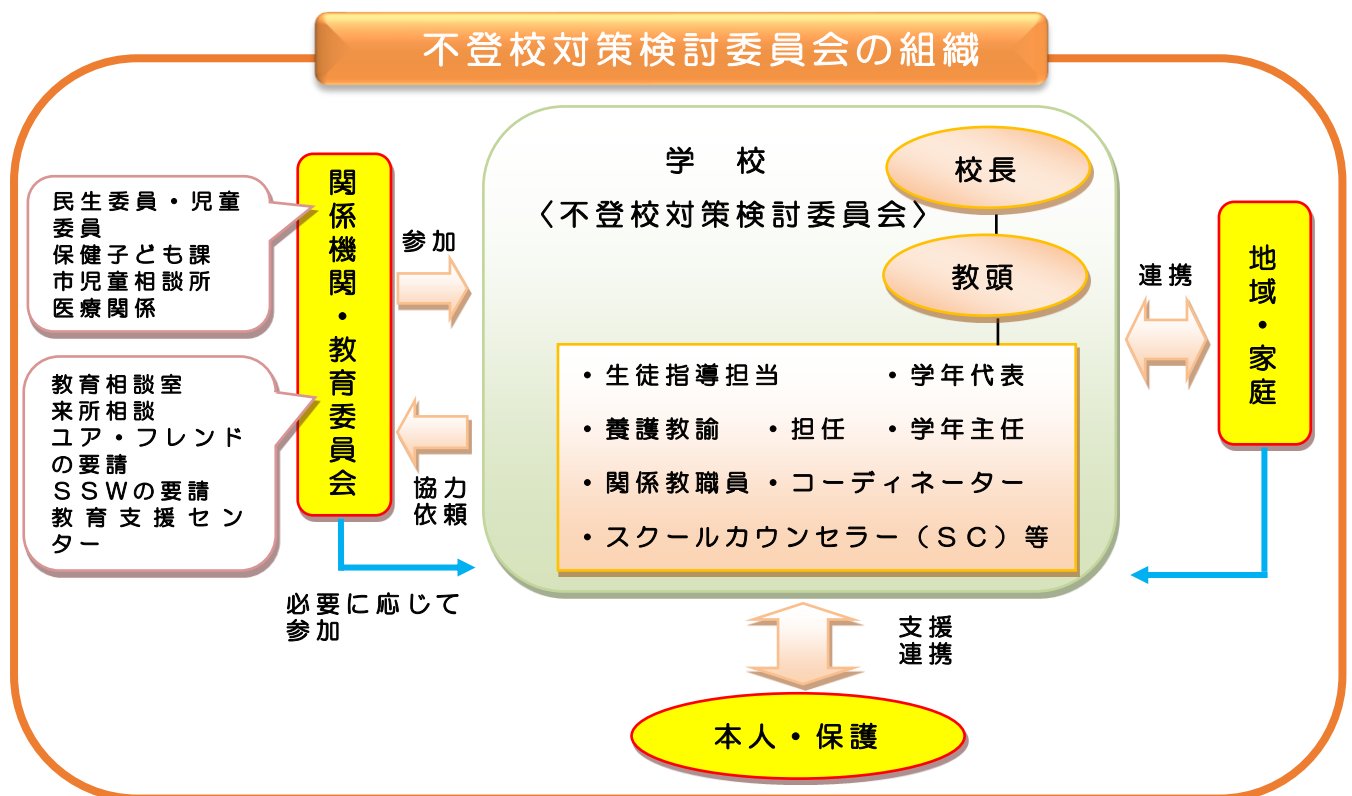


5 学校としての具体的な取組について

(1) 学校全体として

不登校対策については、学校全体として組織としての対応が大切です。

- 学校は、常に児童生徒の出席状況に留意し、欠席した場合には、努めて家庭訪問を行うなどによって不登校の早期発見に努め、その指導を粘り強く行うこと。
- 不登校はその要因によっては、必ずしも学校内のみで解決できるものではないことから、関係機関や地域との連携を十分行うこと。



不登校対策検討委員会の主な機能

- 学校全体での正確な情報収集
- 情報の整理・分析と適切な管理
- 効果的な対応の検討と全職員への周知・共通理解
- 職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携



大切な
視点だよ

新たな
不登校を
生まない

初期対応
の取組

未然防止
の取組

(2) 学級担任として

児童生徒にとって、担任は学校で一番身近な存在です。

- 担任は、児童生徒の健康観察や日記等の記述、態度や会話等から不登校となる兆候がないかを常にアンテナを高くして、早期発見に努めること。
- 担任は、心の居場所となる学級づくりをめざし、そのための児童生徒との関わり方（対話力・対応力）の工夫や養護教諭・家庭との連携を積極的に努めること。

不登校となる兆候（例）

学校で

- ・一人でいることが多い。
- ・表情が暗い。
- ・忘れ物が増える。
- ・会話が減る。
- ・遅刻や早退が増える。

家庭で

- ・一人遊びを好む。
- ・家にいることが多い。
- ・体調不良を訴える。
- ・反抗的な態度をとる。
- ・親に甘える。

心の居場所となる学級づくりについて

- ☐ 一人一人の児童生徒にとって、「わかる授業」づくりに取り組んでいますか。
- ☐ いろいろな活動で、自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場を与えていますか。
- ☐ 一人一人を見つめ、ほめていますか。

養護教諭との連携について

- ☐ よく保健室に行く児童生徒の中に、不登校傾向の児童生徒がいませんか。
- ☐ 教室に入れないが、保健室や別室であれば個別指導や支援が可能な児童生徒はいませんか。
- ☐ 担任と養護教諭との連絡「報告・連絡・相談」（ほうれんそう）を実践していますか。

家庭との連携について

- ☐ 保護者の思いを傾聴していますか。（真剣に・誠実に）
- ☐ 保護者が話しやすい雰囲気をつ心がけ、積極的に話していますか。
- ☐ 学級通信や懇談会等で、児童生徒のよさを伝えていきますか。



（３）初期対応 （休み始めて１週間程度）

「どこかが違う」「何かが違う」と感じることができる教職員の感性が大切です。

- 担任は、児童生徒がサインを出せる学級の雰囲気づくりに努めること。
- 担任は、児童生徒のサインを見逃さない教師の目を養うため積極的に関わるとともに、保護者が相談しやすい関係づくりに努めること。

初期（休み始め）でのサイン（例）

学校で

- ・投げやりな態度になる。
- ・担任と視線を合わせなくなる。
- ・保健室の出入りが増える。
- ・特定の曜日や教科で休みが増える。

家庭で

- ・朝の準備に時間がかかる。
- ・夜更かしが増える。
- ・生活リズムが乱れる。
- ・度々体調不良を訴える。
- ・家に閉じこもる。



初期対応（最初の３日間）

「愛の１・２・３運動＋１」の実践

- 欠席１日目：電話連絡。児童生徒の様子を聞き、病気の症状も確認する。
- 欠席２日目：家庭訪問。欠席理由の再確認。担任やクラスの児童生徒の心配な気持ちも伝える。
- 欠席３日目：学校組織で対応。本人・保護者と話して様子の確認。職員で共通理解し、組織として対応を始める。
- 欠席１０日目まで：専門家と連携。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期支援の充実を図る。

休みが増え始めるとなかなか登校できなくなるため、初期（休み始めて１週間程度）の段階は登校を積極的に促すことがあってもよいと言われています。そういう意味からも家庭訪問は重要です。



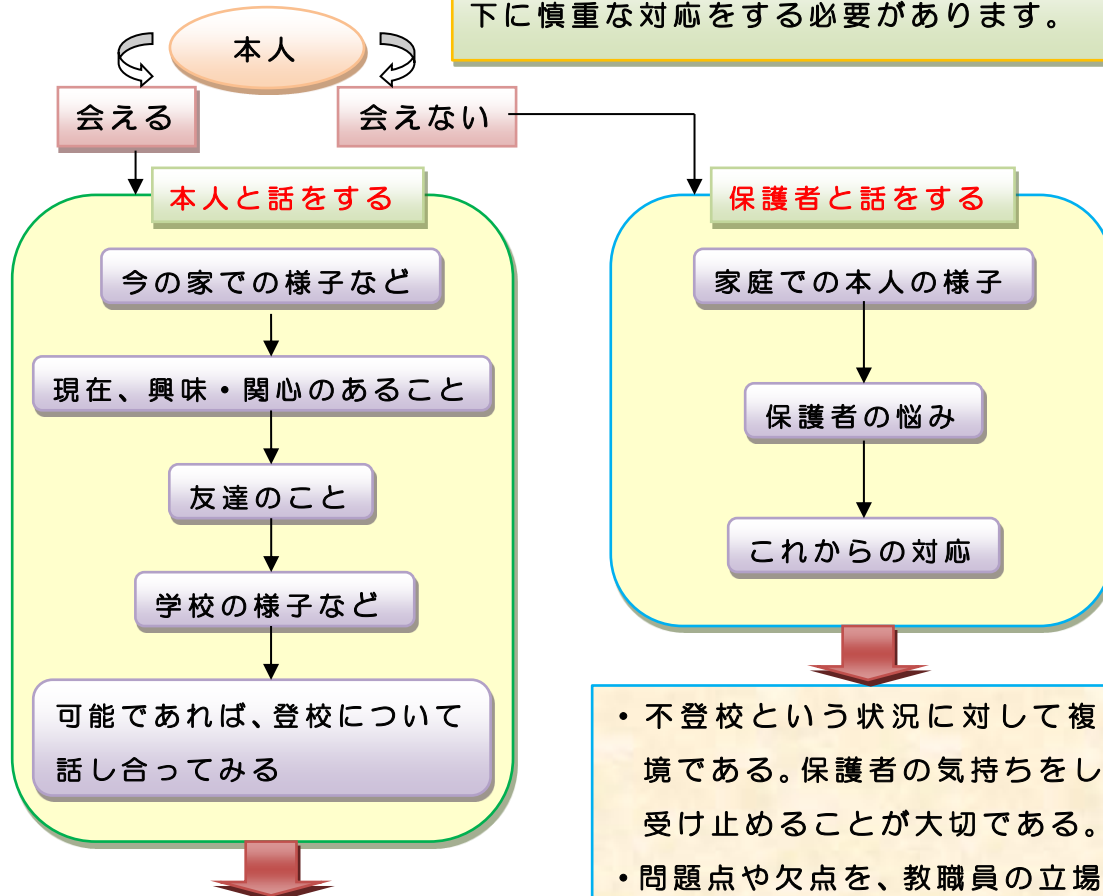
(4) 中期対応 (1週間～29日)

不登校状態が始まっていると考えて、対処していく必要があります。

- 保護者や本人の意向を考慮しつつ、家庭訪問を行うこと。
- 登校への働きかけは必要だが、「焦らず」「放任せず」、本人が安心できる環境づくりに努めること。
- スクールカウンセラーと連携し、カウンセリング等も積極的に行うこと。

家庭訪問の在り方

家庭訪問の際には、不登校について十分な理解の下に慎重な対応をする必要があります。



- ・無理やり本人に会おうとせず、本人の気持ちを尊重する。
- ・直接学校のことを聞いて、緊張させることがないようにする。
- ・学校の様子を伝え、クラスの一員としての所属感や存在感をもたせる。

- ・不登校という状況に対して複雑な心境である。保護者の気持ちをしっかり受け止めることが大切である。
- ・問題点や欠点を、教職員の立場から一方的に伝えるのではなく、保護者と共に考えていくという誠実な態度が大切である。



課題解決を焦ることなく、訪問時は状況や場面などの情報を正確に把握することに留意し、訪問後に検討会を開いて対応策を講じるようにしましょう。情報の取り扱いには十分注意しましょう。



(5) 長期化したときの対応 (欠席30日以上)

本人や家族の思いを受け止め、関係機関と連携した対応が大切です。

- 登校できない・しないことが日常の生活リズムになっていることへの対応(本人・保護者・学級)が必要である。
- 日頃から関係機関や教育委員会と連携し、必要に応じてユア・フレンドやSSWの要請を行うなど、組織的な対応が必要である。

児童生徒本人への対応

- まずは、登校刺激を避け本人が好きな話題や趣味等を通して、心理的安定を図りましょう。外出できるようなら家の外に誘ってみましょう。
- 学級の様子を手紙や映像等の間接的な手段で伝え、クラスの一員としての所属感や存在感を伝えてみましょう。
- 無理に会うことは避け(タブレットを活用したやり取りなどが効果的な場合も)、学習や学校生活への適応を促すような情報提供を心がけましょう。

保護者への対応

- 長期化した不登校の場合、保護者の不安や悩みも複雑です。保護者の話を受け入れ、対応については、十分に話し合い、共通理解を図りながら進めましょう。
- 家族と共に食事をしたり、就寝起床の時間を決めたりして、生活のリズムを実感できる時間と空間づくりを具体的に助言してみましょう。
- 児童生徒や保護者のニーズに応じて、関係医療機関や相談施設、いろいろな進路・進学についても情報提供をしていきましょう。

学級の児童生徒への対応

- 大切な学級の仲間であることを、機会を捉え繰り返し指導し、その児童生徒の存在を意識できる言動を担任として心がけましょう。
- 手紙等のメッセージを届ける時も、担任からの指導ではなく、学級の児童生徒に投げかけ、自分のこととしてみんなで考えさせましょう。
- 日頃から豊かな人間性の育成に努め、不登校の児童生徒の立場に立てる、学級集団づくりを実践していきましょう。



一番身近に相談できるところでは、心のサポート相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、こころの健康センター、子ども・若者総合相談センター、くまもと若者サポートステーション等があります。

詳しくは熊本市教育委員会総合支援課までご相談ください。

6 保健室及び別室登校への対応

保健室は、心身の疲れを癒す心の居場所としての機能があり、養護教諭にはカウンセリング的対応が求められます。別室登校の目的は、「居場所」「癒す場所」「成長を待つ場所」であり、社会的自立を支援することが求められます。



どちらも、児童生徒がそれぞれの状況に応じて、学校生活に適應できる支援が必要です。

- 担任は、養護教諭と連携し、事前に本人や保護者の考えを聞き、校内の協力体制を整えておくこと。
- 保健室・別室登校を開始する前に、個人情報の収集・利用・保管に関し、本人・保護者に事前の同意をとっておくこと。

児童生徒への配慮事項

- クラス替え等で児童生徒の状況がわからなくなるのを防ぎ、継続した指導につなげるために、児童生徒の個人ファイルを作成する。
- 日記（日誌）をつけさせる。（一日の活動を振り返らせたり、自分の内面に目を向けさせたりすることで自己成長を促す。）
- 担任等が、一日に一回は児童生徒に声をかけるようにしたり、教室での配付物や連絡事項は確実に本人に伝えたりする。

教師間の確認事項

- 各教師が個人的な判断で、教室復帰見込みを保護者や児童生徒に話さないようにする。
- 児童生徒の状況や指導内容については、適宜「チーム」で検討し、学年会や職員会議等で報告することで、共通理解を深める。
- 教科担任等の協力を得て、学習内容が児童生徒の実態に合っているか検討する。
- 周囲の児童生徒には、可能な範囲で事実を伝え、学級とのつながりを保ち続けるように心がける。



カウンセリング
的対応とは

- すでにできている成果を認める。
- 努力や過程を評価する。
- 興味や関心に話題を向ける。
- よさや長所を認める。

熊本大学カウンセリング講座より

7 小学校から中学校への引継ぎシートについて

不登校に関する 小・中引継ぎシート(例)

- ・小学校担任が変わる際に前任者が責任をもって後任者へ引き継ぐ。
- ・小学校卒業時に中学校への指導支援の参考資料として提出する。
- ・中学校卒業後、3年間保管する。
- ・必要に応じて項目等は変更して使用する。

氏 名	男・女								
学 校 名	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	中学校	中学校	中学校
学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
組	組	組	組	組	組	組	組	組	組
番 号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
年間欠席数	0日	0日	40日	35日	50日	39日	55日	102日	178日
別 室 登 校	別室()	別室()	別室(相談室)	別室(保健室)	別室(保健室)	別室(保健室・カウンセラー室)	別室()	別室()	別室()
関係機関との連携 (関係機関名等を記載)			・教育相談室に依頼しSSWとの相談を行った。 ・10月にケース会議を開いた。	・SSW、児童相談所、教育委員会がケース会議に出席した。 ・5月にケース会議を開いた。	・こころの健康センターで相談を行った。 ・フレンドリーへ通級(4月～7月)	・5月、ユア・フレンドの申請を行った。6月、〇〇病院〇〇医師と病状についての相談を行った。 ・ユア・フレンド(6月～)	・5月、子ども・若者総合相談センターに相談した。	・6月、〇〇署スクールサポーターに相談した。 ・10月、ひきこもり支援センター「りんく」に相談した。	・SSW、教育委員会、児童相談所、保健子ども課、民生委員がケース会議に参加した
民間施設との連携 (フリースクール等)								・7月、フリースクール〇〇へ通い始めたが、11月でやめた。	
欠席等 (遅刻・早退) 状況及び背景			・1学期は欠席なし。 ・2学期はじめは毎日遅刻する状況だった。 ・2時間程度別室で過ごし、教室に入った。 ・10月頃から欠席が増え始めた。	・微熱や咳等での欠席が増加した。 ・教室への入室が減少した。 ・5月にケース会議を開いた。	・体調不良を理由とした欠席及び遅刻が増加した。 ・教室への入室が減少した。	・頻繁に欠席するようになった。(頭痛、腹痛等の体調不良)	・教室への入室回数が徐々に減少した。 ・カウンセラー室での個別指導を行った。 ・SGとのカウンセリングを年に3回行った。	・教室への入室なし。 ・登校の回数も減少した。 ・家に一人で居ることが多くなった。	・4月にケース会議を開いた。 ・卒業式の日以外は登校できなかった。 ・卒業式不参加、午後より個別に証書を授与した。
効果のあった指導・支援 の状況			・友人関係での不安感をなくすよう周囲の児童も交えて相談した。 ・登校を促すために電話をかけたり、迎えに行ったりなどした。	・養護教諭と話し、保健室に1時間入後、教室に入るように指導した。 ・週に1回家庭訪問を行い、学習指導を行った。 ・心のサポート相談員が別室で対応し心の安定を図った。	・フレンドリー紹介後、週1日通級するようになった。 ・2学期以降フレンドリー通級もなくなった。 ・全ての教師が触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	・スクールカウンセラーが主に相談に当たった。 ・友人関係を改善するための指導を行った。	・ネット依存の状況が見られたためオンラインゲーム、LINE等の使用上の問題点を本人に説明した。 ・昼夜逆転の状況等、生活習慣の改善を継続的に指導した。	・保護者との相談で、昼夜逆転の状況改善を第一優先として取り組むことを共通理解した。 ・保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	・病院等の医療機関と連携して指導にあたった。
今後の課題			・就寝時間と朝の身支度など基本的生活習慣の確立を図る。		・学習状況が心配される。 ・登校の際、補充学習・家庭でのプリント学習等での支援を行った。	・自分の思いを貫く行動があり、良好な友人関係の築き方を学ばせる必要がある。	・高校進学を希望しているため学習への取組、生活の改善が必要である。	・家庭学習には、わずかに取り組んだ。 ・高校入試を視野に入れた取り組みが必要である。	・〇〇高校(通信制)入学予定。 ・ひきこもりの状態が続くため、学校・家庭生活の状況を高校側に引き継いだ。
その他参考となる事項 (親の思い等を記載)					・本人の登校意欲が低下した。 ・登校を拒否する気持ちが強くなった。	・保護者の中学校進学に対する不安と期待が大きい。	・保護者は学習塾に通うことを検討している。	・保護者も徐々に登校させようとする思いがなくなってきた印象である。	・卒業後の支援として、本人の状況について進学先に情報提供を行った。
担任氏名	印	印	印	印	印	印	印	印	印
校長氏名	印	印	印	印	印	印	印	印	印

8 SOS の出し方・受け止め方について

自殺予防に関する施策・通知

◎H29 自殺総合対策大綱（厚労省）

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということ

を学ぶ教育（**SOSの出し方に関する教育**）の推進

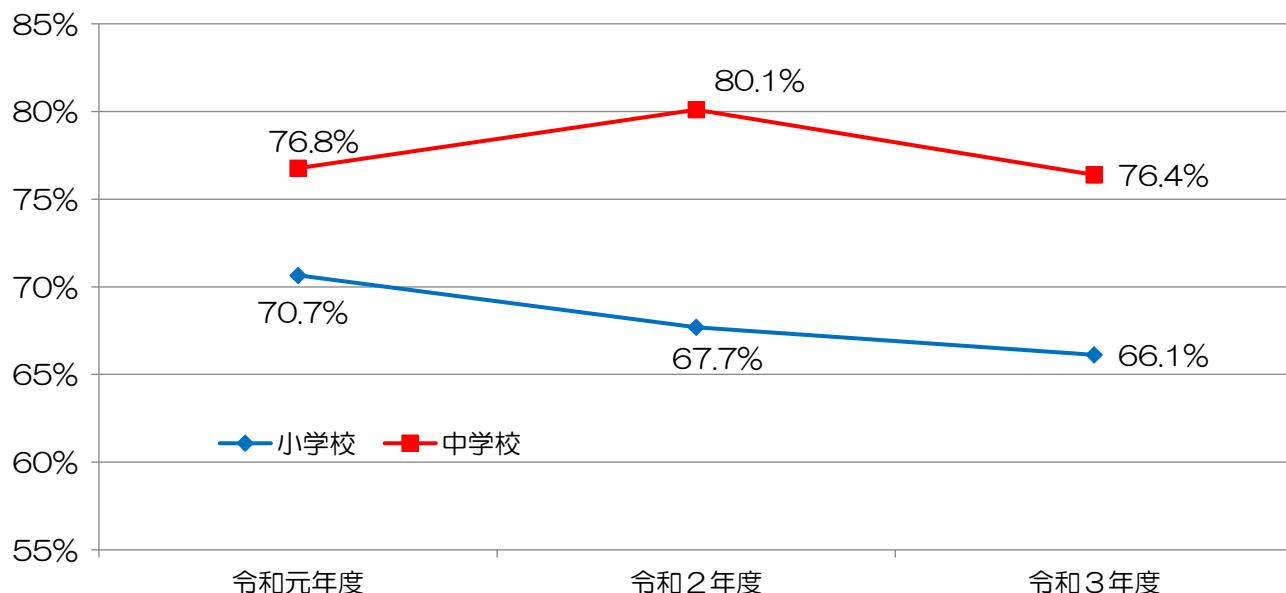
R3・R4 熊本市教育センター研究員活動「生徒指導・教育相談」部会

【研究テーマ】

心を軽くするための生徒指導・教育相談のあり方

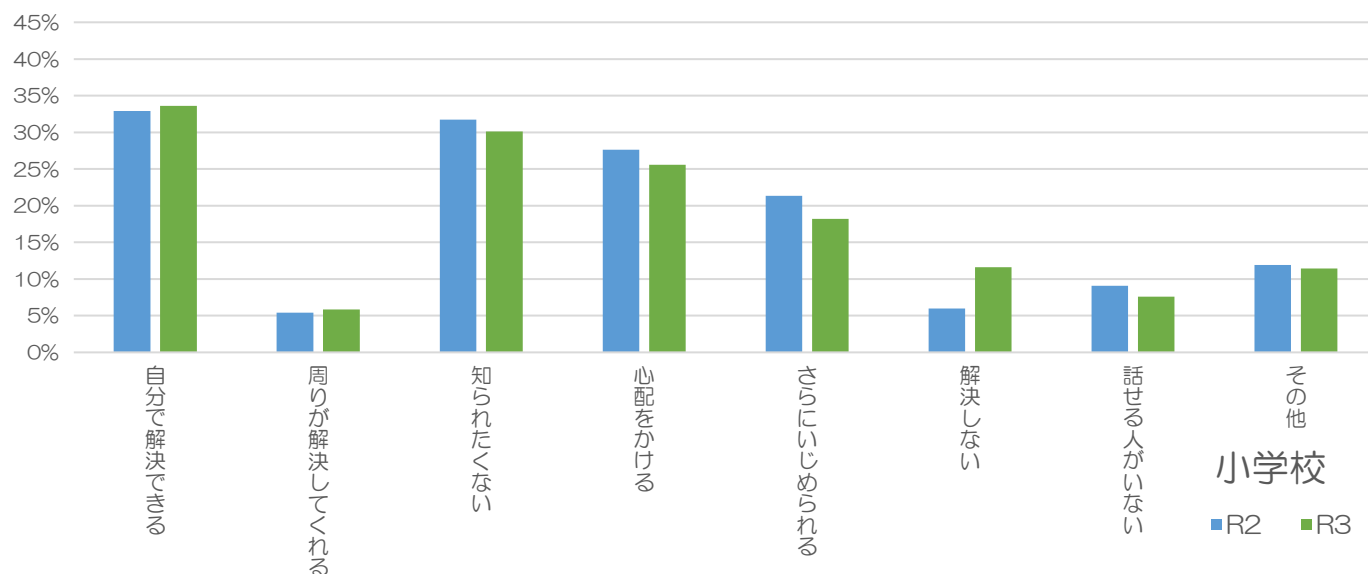
～SOSの出し方・受け止め方に関する取組を通して～

いじめられたことを誰かに話したか ※R3年度 心のアンケートより（熊本市）



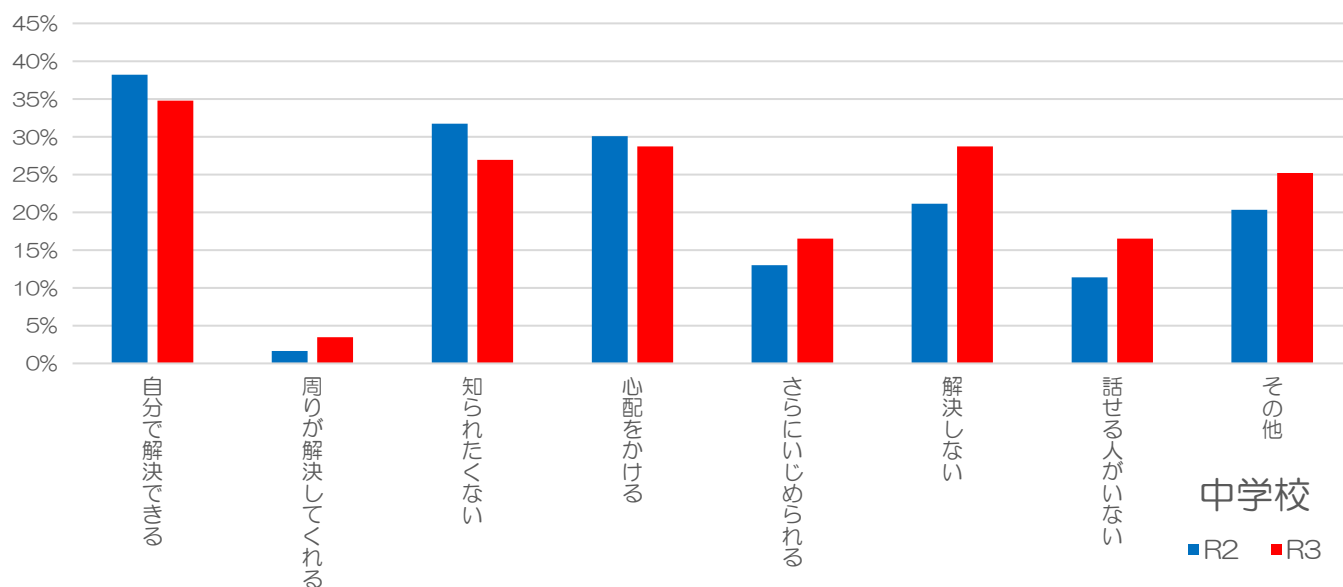
中学校では約25%の生徒が、小学校では約35%の児童が誰にも相談していない。R2年度からは、小学校も中学校も「誰かに話した」という割合が減っている。

なぜ話をしなかったのか（小学校） ※R3年度 心のアンケートより（熊本市）



「自分で解決できる」が最も高く、次いで「知られたくない」「心配をかける」となっている。

なぜ話をしなかったのか（中学校） ※R3年度 心のアンケートより（熊本市）



「自分で解決できる」が最も高い。R3年度は「解決しない」が増え、次に「心配をかける」「知られたくない」となっている。

Ⅲ 関係機関について

1 関係機関との連携

(1) ケース検討会議

ケース検討会議は、指導にあたる関係者が、対象となる児童生徒の現在進行中の事例や過去の課題や問題状況について理解を深めるとともに、今後の対応に生かすことを目的として、よりよい指導・支援のあり方を見出すための教育活動です。



(2) 連携する上での手順と留意点

ケースに応じて、学校が関係機関との連携を積極的に図ることが、状況を改善するために必要である。

指導方針の決定

校長を中心に関係者（担任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭等）で関係機関の協力が必要であるか検討するとともに、必要に応じて教育委員会へも相談する。

【関係機関】保健子ども課、児童相談所、民生委員・児童委員、医療機関、警察（スクールサポーター）、SC、心のサポート相談員、SSW など

関係機関の選定

児童生徒の抱えている問題に的確に対応できる機関を選定する。

保護者・本人との共通理解

本人及び保護者に関係機関との連携・協力が必要であることを説明し、理解を求める。

関係機関への連絡

状況を伝え、面接日や指導方法等について相談する。

保護者への連絡

保護者に面接日時等について連絡する。



第〇回個別ケース検討会

令和 年 月 日 () 時 分～
於：〇〇学校

1. 開会
 2. 自己紹介
〇〇小学校 () 〇〇中学校 ()
〇区保健子ども課 () 総合支援課 ()
S S W () 児童相談所 ()
〇署スクールサポーター ()
 3. 会議開催の目的について ()
 4. ケースの概要説明 ()
 5. 各関係機関から
(1) 〇〇小学校
(2) 〇〇中学校
(3) 〇区保健子ども課
(4) 総合支援課
(5) S S W
(6) 児童相談所
(7) スクールサポーター
 6. 今後の援助方針について
 7. 役割分担の確認
 8. まとめ
- 次回開催予定 令和 年 月 日 () : ~
場 所 :
終了予定 :

第〇回個別ケース検討会結果表

令和 ○年 ○月 ○日 (○) 時 分～

児童生徒氏名：○○ ○○○

		支援計画	
		支援期間	支援内容
支援 機関	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
	〇区保健 子ども課		
	総合支援課		
	S S W		
	児童相談所		
	〇署スクール サポーター		

次回開催予定 令和 年 月 日 () 時 分～

(3) 学校サポート班の取組について

ア スクールカウンセラー配置事業について

いじめ・不登校・暴力行為などの児童生徒の問題行動に関して、高度な専門的な知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行います。

対 象 熊本市立小・中学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

申し込み ・児童生徒及び保護者はそれぞれの学校に申請
・拠点となる中学校の担当者がスクールカウンセラーの在籍している期日、時間を検討して相談者に連絡。

その他の活動 ・専門機関や関係機関の紹介
・教職員への指導援助
・校内研修の講師



イ スクールソーシャルワーカー配置事業について

いじめや不登校問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行います。

対 象 熊本市立の園・学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

申し込み 各小中学校から派遣依頼を提出
(家庭の様子、本人や保護者の状況や課題、学校の取組等を記入)

活動内容 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
・児童生徒、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
・教職員等への研修活動

ウ フレンドリーオンラインについて

不登校の状態にある児童生徒に対して、フレンドリーオンライン配信拠点校のオンライン学習支援員が学習支援を行います。

対 象 熊本市内在住の小・中学校に在籍する不登校児童生徒

申し込み 保護者が直接、または学校を通して申し込む

活動内容 ・学習アプリを活用した学習支援
・動画コンテンツを活用した学習支援
・ゲストティーチャーによる出前学習の配信
・SCとの連携、オンラインカウンセリング

(4) 教育相談室の取組について

エ 教育支援センター「フレンドリー」について (あいばる大江教室・火の君教室・植木教室・新町教室・清水教室)

不登校の状態にある児童生徒に対して、個別や集団での活動を通して適応指導を行うことにより、社会的な自立を目指します。

対 象 熊本市内在住の小・中学校に在籍する不登校児童生徒

申し込み 保護者から学校を通して通所願を提出

活動時間 月曜日～金曜日… 9：30～15：00
水曜日・・・ 9：30～12：00

○「植木教室」：火・木曜日 9：00～12：00

○「新町教室」：水・金曜日 9：30～12：00

○「清水教室」：火・木曜日 9：00～12：00

※ いずれも、祝日、年末年始、春・夏・冬休み期間を除く。

オ 教育相談について

発達や就学、いじめや不登校など教育に関する来所相談を受けます。

対 象 熊本市内在住の年長児、小・中・高校に在籍する児童生徒、保護者及び学校関係者

申し込み 電話による予約 9：00～17：15
(予約電話) 096-362-7070
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)



活動時間 月曜日～金曜日 9：30～15：45
(祝日、年末年始を除く)

カ 心のサポート相談員配置事業について

児童や保護者が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができる第三者的な存在となりうる者を学校に配置し、児童が心のゆとりをもてるような環境を提供します。

対 象 熊本市立小学校に在籍する児童、保護者及び教職員

申し込み ・児童は学校の活動時間に応じて相談員へ申し込む
・保護者は管理職等を通して、または直接相談員へ申し込む

活動内容 ・児童の悩み相談、話し相手
・不登校児童の支援等
・学校の教育相談活動の支援等

キ ユア・フレンド事業について

熊本市教育委員会と熊本大学教育学部が連携し、不登校等の児童生徒に、ユア・フレンドとして登録した学生を家庭や学校に派遣し、話し相手・遊び相手になります。

対 象

- ・熊本市立小・中学校に在籍する児童生徒
- ・熊本大学附属小・中学校に在籍する児童生徒

活動時間 ・1週間に1回程度、1日に2時間程度
(土曜日、日曜日、祝日は実施しない)

派遣形態 ・家庭派遣・校内派遣



ク 学校教育コンシェルジュについて

保護者からの学校教育に関するあらゆる相談を受け、専門的な助言や必要な支援を行う相談員です。

対 象 熊本市内在住の小・中・高等学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

申し込み (電 話): 096-362-7171
(メー ル): 7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00
まずは、電話かメールでご相談ください。